

2003年 2月27日

大阪府地方労働委員会
会長 田中 治 殿

申立人 所在地 大阪府中央区北浜東 1 - 1 7
日本ワードデータビル 8 階
名称 大阪教育合同労働組合
代表者 執行委員長 山下恒生

不当労働行為救済申立書

労働組合法第 7 条第 3 号違反について、労働委員会規則第 32 条により次のとおり申し立てます。

1. 被申立人

所在地 大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号
名称 学校法人 関西大学
代表者 理事 羽間平安

2. 請求する救済の内容

- (1) 被申立人は、裁判所に業務妨害禁止等仮処分申立を行うことをもって、申立人の組合活動に介入してはならない。
- (2) 被申立人は、縦 1 メートル、横 2 メートル以上の白色木板に、下記の通り楷書で明瞭に墨書して、関西大学正門前の見やすい場所に 1 週間掲示せよ。

年 月 日

大阪教育合同労働組合
執行委員長 山下恒生 殿

学校法人関西大学
理事長 羽間平安

陳 謝 文

学校法人関西大学は、雇用するすべての教員を雇用保険に加入させず、特任外国語講師を社会保険にも加入させず、外国人であるという理由で特任外国語講師を 3 年で解雇し、これらの違法・不法行為を指摘した貴組合との団交では嘘ばかりついてきた上に、貴組合員を不当に解雇してきました。

今回は、関西大学の入試に当たり貴組合の組合活動を妨害する目的で、大阪地

裁に業務妨害禁止等仮処分申立を行いました。本来、労使の話し合いで解決すべきことにもかかわらず、大学の自治に介入する契機を国家権力に与えました。

こうした行為は、労働組合法第7条第3号に違反する不当労働行為であります。上記の行為につき、深く反省し謝罪するとともに、今後はこのような行為をいっさい行わないことを約束します。

以 上

3. 不当労働行為を構成する具体的事実

(1) 当事者

申立人大阪教育合同労働組合（以下、組合という）は、1989年11月23日に主に教育に関係する労働者で結成された労働組合である。なお、関西大学に雇用される組合員6人で関大支部をつくっている。

被申立人学校法人関西大学は1920年3月11日に設立された学校法人で、関西大学（以下、関大という）、関西大学第一高等学校、関西大学第一中学校、関西大学幼稚園を設置・経営している。

(2) 本件不当労働行為に至る経過（背景）

組合は、2000年秋に関大支部を結成し、被申立人の労働基準法違反、健康保険法違反、厚生年金保険法違反、雇用保険法違反の是正を求めるとともに、特任外国語講師（以下、特任講師という）の雇用期限廃止を求めて被申立人に団交を求めた。団交は同年12月から2001年9月にかけて計3回開催されたが、特任講師の雇用期限廃止、健康保険法違反・厚生年金保険法違反・雇用保険法違反の是正の要求については、被申立人は非合理的理由や虚偽に基づく回答を団交で行い、これらの要求を拒否した。また、被申立人は組合を無視して組合員の労働条件を一方的に決定したり、組合員の賃金を引き下げる通告を行ったり、さらに就業規則改定に当たり他の組合には意見書を求めたが組合には一切協議を求めないという組合間差別を行った。

被申立人は、大阪労働局の指導に逆らって、組合員を含む特任講師4名を雇用保険に加入させないまま2002年3月で解雇した。その上で、同年6月に解雇した4名のうち2名の組合員に対して、組合の頭越しに、雇用保険に加入するから過去2年分の保険料を支払うように求めたきた。

こうした被申立人の度重なる不誠実団交、組合差別、不利益取扱に対して、組合は上部団体である大阪全労協ともども、不当労働行為の救済を大阪地労委に申し立てた（大労委2002年（不）第1号・第34号事件）。

組合は、地労委に不当労働行為の救済を申し立てるとともに、直接的組合活動をも

って被申立人の違法・不法行為をやめさせるべく、ストライキや宣伝活動を行ってきた。

2002年2月3日には、関大の入試が行われたため、受験生を励ますとともに、合格の暁には被申立人の違法・不法行為をやめさせる行動に立ち上がることを訴えかける行動を企画した。被申立人は組合のホームページからこの行動企画を知り、これを中止させる目的で大阪地裁に業務妨害禁止等仮処分申立を行った。大阪地裁は被申立人の申立内容に沿った仮処分決定を行ったため、組合は仮処分決定に違反しない範囲で行動することを余儀なくされた。

被申立人の違法・不法行為はマスコミが報道するだけでなく、2002年6月には衆議院厚生労働委員会で私立大学教員の雇用保険未加入問題が取り上げられ、厚生労働大臣が「雇用保険加入は法律事項」と答弁して、被申立人が雇用保険加入免除の根拠とする「労働省と私立大学連盟との覚書」の存在を否定した。しかるに、被申立人は大阪労働局の指導にも従わず、いまだに雇用保険への加入手続きを行っていない。

組合は、2002年9月21日、関大の後期授業の開始およびオープン・キャンパス当日において、関大正門前で、上部団体である大阪全労協やおおさかユニオンネットワークの支援を受けて、被申立人の違法・不法行為および組合員不当解雇問題を学生・入学希望者に訴える宣伝活動を行った。

被申立人は、2003年1月29日、大阪地労委において上記申立事件の最終陳述日となっていたにもかかわらず、最終陳述を用意せず、最終陳述日の延期を求めた。組合は、当日が最終陳述であると認識しており最終陳述書を提出したが、大阪地労委は被申立人に便宜を図って翌日に提出された最終陳述書を2003年1月29日付で受理した。

ところがこの2003年1月29日、被申立人は2003年2月1日ないし2月8日、2003年3月2日および3日に行われる関大入試に対して、組合が宣伝活動等を行わないようにさせるために大阪地裁に業務妨害禁止等仮処分申立を行った。組合は、宣伝活動を含めて一切の行動を行う予定を持っていなかったが、1月31日に大阪地裁の審尋に出頭するための時間と労力を費消させられた。それがために、1月31日は大阪地労委において親和学園事件の審問につき組合側から執行委員長に主尋問を行うことになっていたが、これについての打ち合わせ活動が不可能となった。

大阪地裁は、申立人が一切の行動を予定していないと申し述べたにもかかわらず、被申立人の申立内容に沿った仮処分決定を行った。

(3) 本件不当労働行為にかかる具体的事実

被申立人は、組合が何の活動も予定していないにもかかわらず、組合に一切の問い合わせをすることなく、2003年1月29日、2003年2月1日から始まる関大入試を組合が妨害する疑いがあるとの主張をもって業務妨害禁止等仮処分申立を大阪地裁に行った。組

合は、それがために大阪地裁の審尋に出頭するための時間と労力を費消させられ、他に予定していた組合活動を中止せざるをえなかった。

また被申立人は、上記仮処分申立を行い、組合が入試活動を妨害する恐れがあることを主張して、裁判所に仮処分決定を出させることによって、組合が業務妨害を行うような組織であるとのイメージを組合員および組合員対象者に植え付けた。

このような被申立人の行為は、組合の自主的活動に介入するだけでなく、ありもしない組合行動計画を捏造して裁判所を惑わして組合の活動を制限させる決定を出させるものであり、労働組合法第7条第3号（支配介入）に該当する不当労働行為である。

（４）結語

被申立人は数々の違法・不法行為を是正することなく、組合の活動を制限してこれらの違法・不法行為が明るみに出ないことを目論んで、裁判所に業務妨害禁止等仮処分申立を行ったものである。

被申立人が、組合に入試業務が妨害される恐れがあると感じるのであれば、組合に問い合わせや団交を求めて、労使協議によって問題を解決すべきであり、いたずらに司法権力を介入させることによって組合活動を制限すべきではない。被申立人の行為は、憲法が労働基本権を認め、労働組合法が労働基本権に基づく組合活動を保障して、使用者が組合活動を妨害することを禁止している日本の法大系を否定する行為である。被申立人に裁判を受ける権利があるとしても、その権利は社会権的基本権である労働基本権の前には制限されるべき権利である。18世紀から3世紀におよぶ人類の歴史で確立された社会的ルールであるからである。

労働委員会は、労働基本権が侵害されないために設けられた制度であるから、一刻も早く被申立人の労組法違反行為を禁止して、請求内容の通り救済を求めるものである。

以 上